

# 消 防 計 画

## 第 1 章 総 則

第 1 条 この計画は、消防法第 8 条第 1 項の規定に基づき、建物名称またはテナント名称における防火管理の徹底をはかり、火災やその他の災害を予防すると共にこれらの災害による物的、人的被害を軽減することを目的とする。

第 2 条 この計画は、建物名称またはテナント名称に勤務する者及び出入りするすべての者に適用するものとする。

第 3 条 防火管理者は、<防火管理者の氏名>とし、この計画について一切の権限を有し、次の業務を行う者とする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、通報、避難訓練の計画とその実施
- (3) 建物等、消防用設備等の自主点検の実施及び自主点検検査員の指導監督
- (4) 火気の使用及び取扱いに関する指導監督
- (5) 収容人員の適正管理
- (6) 管理権原者等に対する助言及び報告
- (7) 電気設備、消防用設備等点検修理業者との協議及び指導監督
- (8) 防火管理業務委託業者（警備保障会社等）との協議及び指導監督（別添 1）
- (9) その他防火管理上必要な業務

第 4 条 防火管理者は次の業務について消防機関への報告、届け出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（改正の都度）
- (2) 建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続
- (3) 消防用設備等点検結果報告書の提出
- (4) 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請（別添 2）
- (5) その他、防火管理上必要な業務

## 第 2 章 管理の範囲（管理権原者複数の場合必要です）

第 5 条 <建物名称>においては、管理について権原が分かれているため、当該権原の範囲を次のように定める。

- (1) 建物所有者が管理権原を有する部分は<例> 共用部である。
- (2) <例> 株式会社〇〇が管理権原を有する部分は<例> 1 階〇〇部分である。
- (3) テナント<店舗名>の管理権原者<法人名>の管理権原を有する範囲は、テナント部分と当該防火対象物の共用部分の<例> 3 階廊下である。  
テナント\_\_\_\_\_の管理権原者\_\_\_\_\_の管理権原を有する範囲は、テナント部分と当該防火対象物の共用部分の\_\_\_\_\_である。

（該当する場合は）上記の管理範囲については、別紙で添付する。

### 第3章 予防管理対策

第6条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者並びに建物、火気使用設備・器具、電気設備及び消防用設備等の点検検査を行う自主点検検査員を「予防管理組織表」(別添3)のとおり指定する。

第7条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の建物、火気使用設備・器具、電気設備等の日常維持管理
- (2) 担当区域内の消防用設備の維持管理
- (3) 地震時における火気使用設備・器具の出火防止措置
- (4) 防火管理者の補佐

第8条 自主点検検査員は、建物、火気使用設備・器具、電気設備及び消防用設備等について点検検査表(別添4、5)に基づき点検又は検査を実施し、その結果を防火管理者に報告し、過去3年分は保管するものとする。

第9条 自主点検検査の実施時期は次の通りとする。

<各項目の自主点検検査を実施する月日を記載>

検査対象		点検対象			
建物	6月 1日	消防用設備等	消火器	月 日	月 日
	12月 1日		自動火災報知設備	月 日	月 日
火気使用設備 ・器具	月 日		避難器具	月 日	月 日
	月 日		誘導灯	月 日	月 日
電気設備	月 日		屋内消火栓設備	月 日	月 日
	月 日		その他の設備	月 日	月 日

第10条 防火管理者は、自主点検検査の実施結果及び点検修理業者の実施結果を、「建物、火気使用設備、消防用設備等点検検査記録簿」(別添6)に記録するとともに、消防用設備等の点検結果については、\_\_\_年に1回高槻市\_\_\_消防署長に報告しなければならない。

特定防火対象物→1年に1回

非特定防火対象物→3年に1回

第11条 管理権原者は、1年に1回(予定日: \_\_\_月\_\_\_日)当該防火対象物を防火対象物点検資格者に点検させ、その結果を高槻市\_\_\_消防署長に報告するものとする。ただし、特例が認められている期間は省略することができる。

第11条については防火対象物点検が必要な場合のみ記入

## 第4章 火災予防措置

第12条 次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき
- (2) 各種火気使用設備・器具を設置又は変更するとき
- (3) 改装、模様替え等を行うとき
- (4) その他防火管理上必要な事項

第13条 建物名称またはテナント名称に勤務する者及び出入りするすべての者は、日常業務を通じて各種災害を防止するため、次の事項を守らなければならない。

- (1) 避難階段、通路、ロビー等には、避難上支障となる物品を置かないこと
- (2) 消防用設備等の周囲には、装飾をせず、その機能を阻害しないこと
- (3) 火災を発見した場合は、消防機関（119番）に通報するとともに、防火管理者に連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること
- (4) 喫煙は指定された場所で行うこと

第14条 火気を使用する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 厨房内は常に整理整頓しておくこと
- (2) 火気使用設備・器具は、使用前後に必ず点検を行い安全を確保すること
- (3) 工事を行う者は、火気管理について防火管理者の指示を受けること
- (4) 終業時には、吸い殻等を指定場所へ集めること

## 第5章 自衛消防の組織

第15条 建物名称またはテナント名称の自衛消防活動のため、＜例＞防火管理者、店長等を自衛消防隊長とし、次の任務分担により自衛消防隊を「自衛消防隊編成表」（別添7）のとおり指定する。

- 隊長 長 自衛消防隊の各係員に対し、指揮、命令を行うとともに公設消防隊と密接な連携を保つ
- 指揮者 隊長を補佐し、指示、命令の伝達を行う
- 通報連絡係 消防機関に対する通報及び確認を行う  
従業員等への出火の報知及び公設消防隊への情報提供を行う
- 避難誘導係 非常口等を開放し、避難誘導にあたる
- 消火係 消火器、屋内消火栓等を用いて初期消火を行う

第16条 自衛消防隊長は、人命の安全を確保するため、消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路を明示した「避難経路図」（別添8）を作成し、従業員すべてに周知徹底しなければならない。

## 第6章 震災対策

第17条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため第3章に基づく建物及び火気使用設備等の点検検査にあわせて、次の事項を行うこと。

- (1) 建物、建物に付随する看板、外壁等及び陳列物件の倒壊、転倒、落下の有無の確認
- (2) 火気使用設備・器具の転倒落下防止措置及び自動停止装置等の作動状況の検査の実施

第18条 各火元責任者は、地震後、建物、火気使用設備・器具等の点検、検査を行い、防火管理者に報告し、その安全を確認後、使用を開始するものとする。

第19条 震災に備え次の品目の物品を常に持ち出せるように準備しておくものとする。

〔 非常食（2～3日分） 携帯ラジオ 懐中電灯 飲料水  
その他必要なもの（乾電池等） 〕

第20条 地震時の活動は、第5章によるほか、次の措置を行うものとする。

- (1) 火災が発生した場合には、安全確保に留意しながら、自衛消防隊長の指示により消火にあたる。
- (2) 防火管理者は被害状況を店内放送等により全従業員に知らせ、必要な事項を指示するとともに、関係防災機関（テレビ、ラジオ、インターネット、防災機関等）から情報を積極的に収集すること。
- (3) 避難場所は ＜例＞城跡公園 とする。  
集結場所は ＜例＞敷地内駐車場 とする。
- (4) 避難場所への避難開始は、防災機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。

## 第7章 防災教育・その他

第21条 防火管理者は、次により防災教育を行うものとする。

対象者	実施時期	内 容
全 員	6月	・ 消防計画の周知徹底
	6月	・ 火災予防上の注意事項の徹底
	6月	・ 従業員各自の任務及び責任の周知徹底
	6月	・ 震災対策に関する基本事項
新規（ <u>職員</u> ）	その都度	・ その他火災予防上必要な事項

第22条 防火管理者は、次により訓練を行うものとする。

訓練種別		実施時期	訓練内容
部分訓練	消火訓練	毎年 6月 12月	消火器、屋内消火栓等の取扱要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。
	通報訓練	毎年 6月 12月	公設消防機関（119番）への通報要領及び火災発生時の連絡体制の習熟を図る。
	避難訓練	毎年 6月 12月	避難誘導要領及び避難器具等の取扱要領の習熟を図る。
総合訓練		毎年 6月 12月	消火、通報、避難誘導等の訓練を連携して実施し、必要と認める場合には消防機関へ指導を要請する。

第23条 常時、次の資料を ＜例＞店舗事務所内 に備えておくものとし、火災発生等の災害発生時には非常持ち出しするものとする。

- (1) 建物平面図、立面図、消防用設備等関連図面等
- (2) 消防計画書、消防用設備等維持管理台帳（別添及びその他必要な書類）

附 則 この消防計画は \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から適用する。

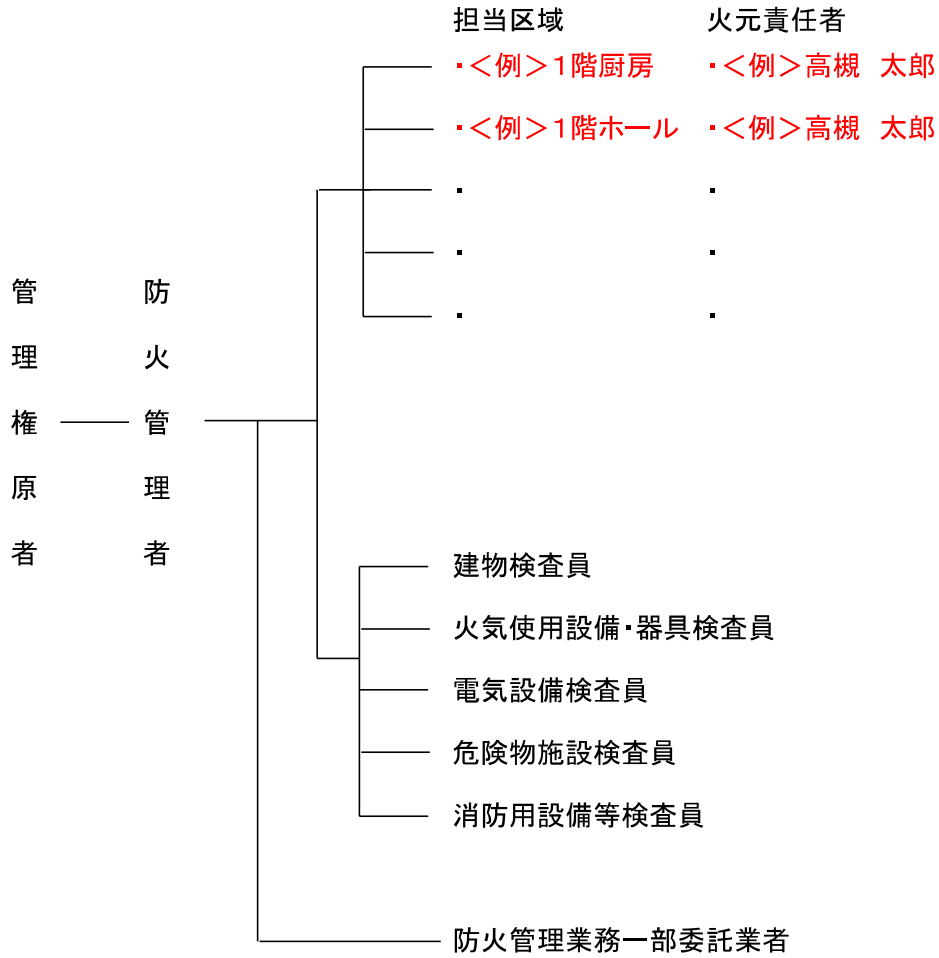
防火管理者の選任年月日と同じ日付で可

## 防火管理業務の委託状況（防火管理者選任日→ 年 月 日現在）

防火対象物	名称	〇〇ビル	
	委託する対象物の区分	<input type="checkbox"/> 全域 <input checked="" type="checkbox"/> 一部（委託部分:2階 〇〇部分）	
	委託の方式	<input type="checkbox"/> 常駐方式 <input type="checkbox"/> 巡回方式 <input checked="" type="checkbox"/> 遠隔移報方式 <input type="checkbox"/> 常駐かつ遠隔 <input type="checkbox"/> 巡回かつ遠隔 ※常駐方式とは契約物件に1名以上駐在して警備を行う方式 巡回方式とは1日のうちに数回巡回して行う方式 遠隔移報方式とは自動火災報知設備と通信回線による移報システムとの組み合わせにより、火災異常の有無を遠隔により監視して行う方式	
受託者	法人等	名称	〇〇警備会社
		住所	上記法人の住所及び電話番号を記入  （電話：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）
受託者の行う防火管理業務の範囲・方法		範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 火災等異常の遠隔監視・現場確認業務 <input checked="" type="checkbox"/> 火災等が発生した場合の初動措置（初期消火・通報連絡・避難誘導等） <input type="checkbox"/> 関係者への通報 <input type="checkbox"/> その他（ ）
		方法	警備時間 <input type="checkbox"/> 営業日等 時 分～ 時 分 <input type="checkbox"/> 上記以外 時 分～ 時 分 <input checked="" type="checkbox"/> 24時間 現場確認要員待機場所 名称:〇〇警備会社〇〇待機所 住所:上記待機場所の住所及び電話番号 電話: 到着確認所要時間（ ）分←待機所から到着までの時間
特記事項			

※選択肢のある項目については、該当する項目の口を☑する

予 防 管 理 組 織 表



自衛消防隊編成表

